

資 料

## 外国民事訴訟法研究 (23)

外国民事訴訟法研究会  
(代表者 加藤 哲夫)

大韓民国法学専門大学院 (ロースクール) 設置, 運営に関する  
法律・同施行令邦語試訳

金 炳 学

# 大韓民国法学専門大学院（ロースクール） 設置，運営に関する法律・同施行令邦語訳

## 大韓民国法学専門大学院設置，運営に関する法律

制定 2007年 7月27日 法律第8544号

改正 2008年 2月29日 法律第8852号

施行 2009年 1月 1日

第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）

第 2 章 法学教育委員会（第10条～第15条）

第 3 章 法学専門大学院の設置基準及び運営（第16条～第26条）

第 4 章 法学専門大学院に対する評価（第27条～第37条）

第 5 章 補則（第38条～第44条）

第 6 章 罰則（第45条～第46条）

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（目的）

この法律は，法学専門大学院の設置，運営及び教育等に関する事項を定めることにより，優秀な法曹人を養成することを目的とする。

### 第 2 条（教育理念）

法学専門大学院の教育理念は，国民の多様な期待及び要請に応える良質の法律サービスを提供するために，豊富な教養，人間及び社会に対する深い理解並びに自由，平等，正義を志向する価値観を根本に据え，健全な職業倫理観及び複雑多岐な法的紛争を，専門的，効率的に解

決することができる知識及び能力を備えた法曹人の養成にある。

### 第 3 条（国等の責務）

①国，高等教育法第 2 条第 1 号による大学（同法第30条による大学院大学を含む。以下，「大学」という。），その他法曹人の養成と関連する機関又は団体は，第 2 条による教育理念の趣旨に適合する法曹人を養成するため，相互に協力しなければならない。

②国家は，法曹人の養成のために，財政的支援方案を講じる等，必要な措置を講じなければならない。

**第4条 (設置主体)**

大学の設立者、経営者（国立大学の場合には国家、公立大学の場合には地方自治体、私立大学の場合には学校法人をいう。以下、同じ。）は、法曹人の養成に必要な専門的な法律理論及び実務に関する教育並びに研究を主たる目的とする法学専門大学院を設置、運営することができる。

**第5条 (設置認可等)**

①法学専門大学院を設置しようとする大学の設立者、経営者は、第16条乃至第20条の規定による教員、施設及び教育課程等、法学専門大学院の設置基準を整えなければならない。

②公立又は私立大学の設立者、経営者が、法学専門大学院を設置しようとする場合には、教育科学技術部長官の認可を受けなければならない。認可を受けた法学専門大学院を廃止し又は認可を受けた事項のうち大統領令が定める重要事項を変更するときも同様とする。

〔前段改正 2008. 2. 29〕

③教育科学技術部長官は、第2項による設置認可及び廃止、変更の認可をしようとする場合には、あらかじめ第10条による法学教育委員会（以下、「法学教育委員会」という。）の審議を経なければならない。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

④国が、法学専門大学院を設置しようとする場合には、法学教育委員会の審議を経なければならない。法学専門大学院を廃止し又は大統領令が定める重要事項を変更するときも同様とする。

⑤第2項による設置認可及び廃止、変更の認可手続等に関して必要な事項は、大統領令が定める。

**第6条 (設置認可の基準)**

①教育科学技術部長官は、第5条第2項による法学専門大学院の設置認可に対する申請がある場合には、第2条による教育理念を達成するための教育目標及び教育課程の妥当性並びに設置基準の充足如何等を考慮して、認可をすることができる。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

②第1項の設置認可に関して必要な具体的基準は、教育科学技術部長官が定める。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

**第7条 (法学専門大学院の入学定員)**

①教育科学技術部長官は、国民に対する法律サービスの円滑な提供及び法曹人の需給状況等の諸事情を考慮して、法学専門大学院の総入学定員を定める。この場合、教育科学技術部長官は、総入学定員をあらかじめ国会の所管常任委員会に報告しなければならない。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

②教育科学技術部長官は、第1項により法学専門大学院の総入学定員を定めるときは、法院行政處長並びに法務部長官と協議しなければならない。この場合には、弁護士法第78条による大韓弁護士協会の長（以下、「大韓弁護士協会長」という。）、民法第32条及び公益法人の設立、運営に関する法律第4条により法務部長官の許可を受けて設立された社団法人韓国法学教授会の長（以下、「韓国法学教授会長」という。）等は、教育科学技術部長官に意見を提出することができる。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

③法学専門大学院の個別の入学定員は、各法学専門大学院の教員、施設及び財政をはじめとする教育環境及び第1項による総入学定員等を総合的に考慮し

て、教育科学技術部長官が、大統領令が定める範囲内において定める。

[本項改正2008. 2. 29]

#### 第 8 条 (学士学位課程の廃止)

①法学専門大学院を設置する大学は、法学に関する学士学位課程を置くことができない。

②法学専門大学院を設置する大学は、当該法学専門大学院の開院以前に法学に関する学士学位課程が設置されている場合には、当該法学専門大学院に学生が最初に入学する学年度から、法学に関する学士学位課程の学生の入学を許可してはならない。

③第 1 項にもかかわらず、法学専門大学院を設置する大学は、法学専門大学院の開院以前に当該大学の法学に関する学士学位課程に入学した学生の教育のために、必要な範囲内において、学士学位課程を維持しなければならない。

#### 第 9 条 (他の法律との関係)

①法学専門大学院に対しては、この法律に定めのある場合には、他の法律に優先してこの法律を適用する。

②法学専門大学院に対しては、この法律に特別の規定がない事項に関しては、高等教育法等の大学と関連する教育関係法を適用する。

## 第 2 章 法学教育委員会

#### 第10条 (法学教育委員会の設置及び機能)

法学専門大学院に関する次の各号の事項を審議するため、教育科学技術部長官の所属として法学教育委員会を置く。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 法学専門大学院の設置認可に関する事項 (国立大学に設置する法学専門大学院の設置に関する事項を含む。)
2. 法学専門大学院の廃止及び変更の認可に関する事項 (国立大学に設置する法学専門大学院の廃止及び変更に関する事項を含む。)
3. 個別の法学専門大学院の定員に関する事項。
4. 法学専門大学院設置の具体的基準に関する事項。
5. その他法曹人の養成及び法学専門大学院の法学教育に関して教育科学技術部長官が附議する事項。

[本号改正 2008. 2. 29]

#### 第11条 (法学教育委員会の構成)

①法学教育委員会は、委員長一人を含めた一三人の委員から構成する。

②委員長は、第 3 項による委員の中から教育科学技術部長官が任命する。

[本項改正 2008. 2. 29]

③委員は、次の各号に該当する者の中から教育科学技術部長官が委嘱する。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 法学教授又は准教授四人。
2. 一〇年以上の経歴を有する判事で法院行政處長の推薦を受けた者一人。
3. 一〇年以上の経歴を有する検事で法務部長官の推薦を受けた者一人。
4. 一〇年以上の経歴を有する弁護士で大韓弁護士協会長の推薦を受けた者二人。
5. 一〇年以上教育行政に従事した公務員一人。
6. 学識及び徳望のある者 (法学を教える専任講師以上の職に在る者及び弁護士資格を有する者を除く。) 四人。

#### 第12条 (法学教育委員会委員の任期)

①委員長及び委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

②委員が、任期中、第11条第3項第1号乃至第5号に規定された職又は資格を喪失した場合には、委員の身分を喪失する。

**第13条 (法学教育委員会委員の除斥事由)**

委員は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、当該審議に関与することができない。

1. 本人又はその配偶者が、審議対象である大学又は大学を設置、経営する学校法人に在職している場合。
2. 本人又はその配偶者が、次の各目のいずれかに該当する者及び民法第777条の親族関係にある場合。
  - ㊦. 審議対象である大学の長。
  - ㊧. 審議対象である大学の法学科、法学部又は法学専門大学院の教員。
  - ㊨. 審議対象である大学の学校法人の役

員。

**第14条 (関係機関に対する協力要請)**

法学教育委員会は、第10条各号の事項を審議するために必要がある場合には、大学関係者、関係公務員又は専門家の意見を聴くことができ、若しくは大学又は関連機関に対して、資料又は意見の提出を要請することができる。

**第15条 (事実の調査等)**

①法学教育委員会の委員長は、第10条各号の事項を審議するにあたり必要な事実の調査のために調査委員を任命することができる。

②法学教育委員会は、第1項の審議のために必要がある場合には、委員又は調査委員の中から現地調査団を構成して、現地調査を実施することができる。

③法学教育委員会の運営、調査委員の任命及び現地調査団の構成等に関して必要な事項は、大統領令が定める。

**第3章 法学専門大学院の設置基準及び運営**

**第16条 (教員等)**

①法学専門大学院は、編成完成年度の学生定員を、教員一人当たり学生数一五人の範囲以内において、大統領令が定める学生数で除した数の教員を確保しなければならない。

②第1項により法学専門大学院が確保しなければならない教員数の五分の一の範囲以内において、大統領令が定める兼任教員等を、大統領令が定めるところにより換算して、教員数に算入することができる。

③第1項により法学専門大学院が確保しなければならない教員(第2項による兼任教員等を除く。)数が二〇人未満の

場合には、二〇人とする。

④法学専門大学院は、第1項及び第3項により確保しなければならない教員数の五分の一以上は、弁護士又は外国弁護士の資格を有し五年以上関連分野の実務に従事した経歴を有する教員(以下、この項で「実務経歴教員」という。)から確保しなければならない。この場合には、教員の五分の一に該当する数の実務経歴教員は、第2項による兼任教員等として確保することはできない。

**第17条 (物的基準)**

①法学専門大学院は、充実した教育のために大統領令が定める施設を整えなければならない。

②法学専門大学院を設置する大学は、法学専門大学院の運営に必要な財政を確保しなければならない。奨学金制度等、学生に対する経済的な支援方案を用意しなければならない。

#### 第18条（学位課程及び授業年限）

①法学専門大学院には、修士学位課程を置き、学則が定めるところにより博士学位課程を置くことができる。

②第1項による修士学位課程の授業年限は三年以上とする。

③第1項による学位課程を履修した者に対しては、大統領令が定める該当学位を授与する。

④法学専門大学院には、学位を授与しない研究課程を置くことができる。

⑤法学専門大学院に設置する博士学位課程及び第4項による学位を授与しない研究課程の定員又は入学者は、第7条、第10条第3号、第26条及び第39条第1号による定員又は入学者には含まない。

#### 第19条（単位）

①法学専門大学院の修士学位課程の履修に必要な単位は、大統領令が定める単位以上とし、学則が定める。

②この法律による他の法学専門大学院又は法学専門大学院に相応する外国の大学の学位課程で取得した単位は、大統領令が定める範囲内において学則が定めるところにより、当該法学専門大学院の単位として認定することができる。

③法学専門大学院は、法学に関する学士学位以上の学位を取得して、当該法学専門大学院において必要とされる法学知識を習得したことが認められる者に対しては、大統領令が定める範囲内において学則が定めるところにより、当該法学専門大学院の単位を取得したものと認めることができる。

#### 第20条（教育課程）

①法学専門大学院は、第2条の教育理念の趣旨に適合する法曹人の養成に必要な教育科目を開設する等、体系的な教育課程を運営しなければならない。

②法学専門大学院が開設しなければならない教科目等に関して必要な事項は、大統領令が定める。

#### 第21条（設置基準の定立、変更に対する意見の収斂）

教育科学技術部長官は、教員、施設又は教育課程等、法学専門大学院の設置に関する重要な基準を定立、変更しようとする場合には、法院行政處長、法務部長官、大韓弁護士協会長及び韓国法学教授会会長等の意見を聴かななければならない。  
〔本条改正 2008. 2. 29〕

#### 第22条（入学資格）

法学専門大学院に入学することができる者は、学士学位を有し又は法令によりこれと同等以上の学歴を有すると認められた者（以下、「学士学位を取得した者」という。）とする。

#### 第23条（学生の選抜）

①法学専門大学院は、第22条による入学資格を有する者の中から、一般選考又は特別選考により学生を選抜する。

②法学専門大学院は、志願者の学士学位課程における成績、法曹人となることができる資質に関する適性を測るための試験（以下、「適性試験」という。）の結果及び外国語能力を、入学選考資料として活用しなければならない。その他社会活動及び奉仕活動に対する経歴等を入学選考資料として活用することができる。この場合には、法学に関する知識を評価するための試験を実施して、その結果を入学選考資料として活用してはならない。

③法学専門大学院は、入学者の公正な

選抜のために大統領令が定める内容が含まれる入学選考計画を定立かつ公表して、これを施行しなければならない。

④第1項による一般選考及び特別選考等に関して必要な事項は、大統領令が定める。

#### 第24条 (適性試験の施行)

①適性試験は、教育科学技術部長官が施行する。ただし、教育科学技術部長官は、適性試験の施行に必要な組織及び人材を整えた機関を指定して、適性試験を施行させることができる。

[本項改正 2008. 2. 29]

②教育科学技術部長官は、第1項ただし書により指定された機関（以下、この章で「指定機関」という。）が、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 虚偽又はその他不正な方法により指定を受けた場合。
2. 正当な事由なく適性試験の施行業務を遂行しない場合。
3. 適性試験の施行に必要な組織及び人材を整えていない場合。

③教育科学技術部長官は、指定機関に対して、適性試験の施行と関連する報告又は資料の提出を命じることができる。

[本項改正 2008. 2. 29]

④適性試験を受験しようとする者は、教育科学技術部長官が定める受験手数料を納付しなければならない。

[本項改正 2008. 2. 29]

⑤指定機関の指定基準及び手続並びに適性試験受験手数料の納付方法その他適性試験の施行に関して必要な事項は、大統領令が定める。

#### 第25条 (編入学)

①法学専門大学院の学生は、学則が定めるところにより、他の法学専門大学院に編入学することができる。

②第1項により編入学する学生が、従前の法学専門大学院で取得した単位は、学則が定めるところにより、編入学する法学専門大学院の単位として認定することができる。

#### 第26条 (学生構成の多様性)

①法学専門大学院は、多様な知識及び経験を有する者を入学させるように努めなければならない。

②法学専門大学院は、入学者のうち法学以外の分野において学士学位を取得した者が占める比率が、入学者の三分の一以上となるようにしなければならない。

③法学専門大学院は、入学者のうち当該法学専門大学院が設置された大学以外の大学で学士学位を取得した者が占める比率が、入学者の三分の一以上となるようにしなければならない。

## 第4章 法学専門大学院に対する評価

#### 第27条 (法学専門大学院評価委員会の評価)

法学専門大学院を設置した大学は、大統領令が定めるところにより第28条による法学専門大学院評価委員会（以下、

「評価委員会」という。）の評価を受けなければならない。

#### 第28条 (評価委員会の設置及び機能)

法学専門大学院の教育評価に関する次の各号の業務を遂行するために、弁護士

法第78条による大韓弁護士協会の所属として、法学専門大学院評価委員会を置く。

1. 法学専門大学院の教育、組織、運営及び施設等（以下、「教育等」という。）に対する評価。

2. 適正な評価のための評価技法の開発及び評価基準の定立。

### 第29条（評価委員会の構成）

①評価委員会は、委員長一人を含めた一人の委員で構成する。

②委員長は、第3項による委員の中から大韓弁護士協会会長が任命する。

③委員は、次の各号に該当する者の中から大韓弁護士協会会長が委嘱する。

1. 法学教授又は准教授として教育人的資源部長官の推薦を受けた者四人。

2. 一〇年以上の経歴を有する判事で法院行政處長の推薦を受けた者一人。

3. 一〇年以上の経歴を有する検事で法務部長官の推薦を受けた者一人。

4. 一〇年以上の経歴を有する弁護士一人。

5. 一〇年以上教育行政に従事した公務員一人。

6. 学識及び徳望のある者（法学を教える専任講師以上の職に在る者及び弁護士の資格を有する者を除く。）三人。

### 第30条（評価委員会委員の任期）

①委員長及び委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

②委員はその任期中に第29条第3項第1号乃至第5号に規定された職又は資格を喪失した場合には、委員の身分を喪失する。

### 第31条（評価委員会委員の除斥事由）

委員は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、当該評価に関与することができない。

1. 本人又はその配偶者が、評価対象である法学専門大学院が設置された大学又は大学を設置、経営する学校法人に在職している場合。

2. 本人又はその配偶者が次の各目のいずれかに該当する者及び民法第777条の親族関係にある場合。

ガ. 評価対象である法学専門大学院が設置された大学の長。

ナ. 評価対象である法学専門大学院の教員。

ダ. 評価対象である法学専門大学院が設置された大学の学校法人の役員。

### 第32条（自己評価）

法学専門大学院を設置した大学は、当該法学専門大学院の教育等に対し、大統領令が定めるところにより自己評価を実施し、その結果を評価委員会に提出して、これを公布しなければならない。

### 第33条（評価基準）

①評価委員会は、教育等の評価を行うにあたり設置基準の遵守如何、入学者選抜の公正性、教育課程の適正性及び卒業生の社会進出現況等を、総合的に評価しなければならない。

②評価委員会は、教育人的資源部長官の承認を受けて、教育等の評価に必要な基準を定めなければならない。

### 第34条（事実の調査等）

①評価委員会の委員長は、教育等の評価に必要な事実の調査のために調査委員を任命することができる。

②評価委員会は、教育等の評価のため必要がある場合には、委員又は調査委員の中から現地調査団を構成して、現地調査を実施することができる。

③現地調査団の構成等に関して必要な事項は、大統領令が定める。

### 第35条（評価結果の通知等）

①評価委員会は、教育等の評価を行った場合には、その結果を当該大学に通知し、教育人的資源部長官に提出しなければならない。この場合には、評価委員会は評価結果を公表しなければならない。

②評価委員会は、評価実施の過程において、当該大学に対して、意見陳述の機会を付与しなければならない。

### 第36条（評価委員会の運営等）

①評価委員会の事務を補助するために、評価委員会に必要な機構を置く。

②評価委員会の委員長は、業務遂行のために必要があると認める場合には、国家機関、関連機関又は団体に対して、所属公務員又は役職員の派遣を要請することができる。

③評価委員会は、その機能を遂行するために必要がある場合には、法学専門大学院の関係者、関係公務員又は専門家の意見を聴くことができ、若しくは法学専門大学院及び関連機関に対して、資料又は意見の提出を要請することができる。

④評価委員会の運営のために必要な経費は、国庫から支援することができる。

⑤その他評価委員会の運営等に関して必要な事項は、大統領令が定める。

### 第37条（評価委員会に対する資料提出の

### 要請等）

①教育人的資源部長官は、第35条により評価委員会の評価結果を提出させた後、評価結果に対する検討のため必要があると認める場合には、評価委員会に対し、評価と関連する資料の提出を要請することができる。

②教育人的資源部長官は、次の各号のいずれかの事由がある場合には、評価委員会の評価結果に対して、再評価を要請することができる。

1. 評価委員会の委員又は調査委員が、法学専門大学院の評価と関連して刑法第127条、第129条乃至第132条に定める罪を犯したとき。

2. 第31条による除斥事由のある委員が評価に関与したとき。

③評価委員会は、教育人的資源部長官から再評価の要請がある場合には、特別の事情がない限り、三月以内に再評価を行わなければならない。

④評価委員会が、教育人的資源部長官の再評価要請以後、正当な事由なく三月以上これを遅滞させる場合には、教育人的資源部長官は、法学教育委員会をして当該法学専門大学院の再評価を実施させることができる。

## 第5章 補 則

### 第38条（是正命令）

教育科学技術部長官は、法学専門大学院が設置された大学又は当該法学専門大学院が、第5条第2項及び第4項、第7条第3項、第8条、第16条、第17条、第18条第1項乃至第3項、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条及び第32条に違反する場合には、一定の期間を定めて、法学専門大学院が設置され

た大学の設立者、経営者又は大学の長に対して、是正命令をすることができる。

〔本条改正 2008. 2. 29〕

### 第39条（減縮措置等）

教育科学技術部長官は、第38条による是正命令を受けた者が、正当な事由なく指定された期間内にこれを履行せず、正常な学事運営が困難となる場合には、次の各号の処分をすることができる。

〔本文改正 2008. 2. 29〕

1. 当該法学専門大学院の学生定員の減縮。
2. 当該法学専門大学院の学生の募集の停止。

#### 第40条（認可の取消し）

教育科学技術部長官は、法学専門大学院が次の各号のうちいずれかに該当し、正常な学事運営が不可能な場合には、当該法学専門大学院に対する認可を取り消すことができる。

〔本文改正 2008. 2. 29〕

1. 大学の長、設立者又は経営者の故意又は重大な過失により第38条による是正命令に該当する事由が発生した場合。
2. 大学の長、設立者又は経営者がこの法律又は大学と関連する教育関係法令による教育科学技術部長官の命令に三回以上違反した場合。

〔本号改正 2008. 2. 29〕

3. 休暇期間を除き、継続して三月以上授業をしない場合。

#### 第41条（閉鎖命令）

①教育科学技術部長官は、第5条による法学専門大学院の設置認可を受けずに法学専門大学院の名称を用いて、施設を事実上法学専門大学院の形態で運営する者に対して、その施設の閉鎖を命じることができる。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

②教育科学技術部長官は、第40条により認可が取り消された後にも、継続して法学専門大学院の形態で運営する者に対して、その施設の閉鎖を命じることができる。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

#### 第42条（認可取消し後の学生の保護）

①第40条により認可が取り消された法学専門大学院の在學生は、他の法学専門大学院に編入学することができる。この場合、編入学を許可した法学専門大学院は、認可が取り消された法学専門大学院において取得した単位の全部又は一部を、当該法学専門大学院の単位として認定することができる。

②第1項により編入学した学生の数は、第7条、第10条第3号、第26条及び第39条第1号による定員又は入学者には含まない。

③第40条により認可が取り消された者は、認可が取り消された日から三月以内に、在學生及び法学専門大学院に提供された施設、財源についての処理状況を教育科学技術部長官に報告しなければならない。

〔本項改正 2008. 2. 29〕

#### 第43条（聴聞）

教育科学技術部長官は、第40条及び第41条第1項により、法学専門大学院又は施設等の認可取消し及び閉鎖を命じようとする場合には、聴聞を実施しなければならない。

〔本条改正 2008. 2. 29〕

#### 第44条（罰則適用における公務員擬制）

法学教育委員会及び評価委員会の委員、調査委員又は評価委員会の職員のうち公務員ではない者は、刑法第127条、第129条乃至第132条の規定による罰則の適用においては、公務員とみなす。

## 第6章 罰 則

#### 第45条（罰則）

次の各号のうちいずれかに該当する者

は、三年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第5条第2項前段による設置認可を受けずに法学専門大学院の名称を用いて、学生を募集した者。
2. 第5条第2項後段に違反して、廃止認可又は変更認可を受けずに法学専門大学院を廃止し又は大統領令が定める重要事項を変更した者。
3. 虚偽その他不正な方法により第5条第2項による設置認可、廃止認可又は変更認可を受けた者。
4. 第41条による閉鎖命令に違反した者。

#### 第46条 (罰則)

次の各号のうちいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第18条第3項を違反して学位を授与した者。
2. 第22条に該当しない者に入学を許可した者。
3. 第32条による自己評価の結果を虚偽に基づいて作成し、これを公表した者。
4. 第38条による是正命令に違反した者。

附則〔第8544号, 2007. 7. 27〕

#### 第1条 (施行期日)

この法律は、公布後二月が経過した日から施行する。ただし、第27条乃至第37

条の規定は、2009年1月1日から施行する。

附則〔第8852号, 2008. 2. 29〕

#### 第1条 (施行期日)

この法律は公布した日から施行する。ただし、…中略…、附則第6条により改正される法律のうち、この法律の施行前に公布されたが施行期日が到来しない法律を改正した部分は、各々、該当法律の施行期日から施行する。

#### 第2条乃至第5条 省略

#### 第6条 (他の法律の改正)

〔1〕乃至〔79〕 省略

〔80〕 法学専門大学院設置、運営に関する法律の一部を、次のとおり改正する。第5条第2項前段、第3項、第6条第1項、第2項、第7条第1項前段及び後段、第7条第2項前段及び後段、第7条第3項、第10条各号以外の部分、第10条第5号、第11条第2項、第3項各号以外の部分、第21条、第24条第1項本文及びただし書、第24条第2項各号以外の部分本文、第24条第3項、第4項、第38条、第39条各号以外の部分、第40条各号以外の部分、第40条第2号、第41条第1項、第2項、第42条第3項及び第43条のうち、「教育人的資源部長官」を、各々、「教育科学技術部長官」とする。

〔81〕乃至〔760〕 省略

#### 第7条 省略

## 大韓民国法学専門大学院設置、運営に関する法律施行令

|    |            |             |
|----|------------|-------------|
| 制定 | 2007年9月28日 | 大統領令第20302号 |
| 改正 | 2008年2月29日 | 大統領令第20740号 |
|    | 2010年2月22日 | 大統領令第22053号 |
| 施行 | 2008年2月29日 |             |

### 第1条 (目的)

この令は、法学専門大学院設置、運営に関する法律において委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

### 第2条 (設置認可手続)

①法学専門大学院設置、運営に関する法律(以下、「法」という。)第5条第2項前段による公立又は私立大学の設立者、経営者が法学専門大学院を設置しようとするときは、次の各号の事項を記載した書類をそろえて、教育科学技術部長官に、法学専門大学院の設置認可を申請しなければならない。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 目的。
2. 名称。
3. 所在。
4. 学則。
5. 教員(第9条第2項による兼任教員及び招聘教員等を含む。)の現況及び確保計画。
6. 第10条による教育施設の現況及び確保計画。
7. 教育課程及び教授方法。
8. 学生定員及び選抜計画。
9. 開院予定日。
10. 法学専門大学院が設置される大学の過去三年間の財務諸表。ただし、設立されて三年を経過しない大学は設立以後の

財務諸表。

11. 授業料及び入学金等財源、奨学金制度を含めた今後三年間の法学専門大学院の財政運用計画。

12. 廃止される法学に関する学士学位課程の学生に対する対策。

13. 法学専門大学院が設置される大学に開設された法学に関する修士、博士学位課程の運用計画。

14. 法学専門大学院の発展計画。

15. その他研究課程設置、現場実習計画等、法学専門大学院の設置、運営に関して、教育科学技術部長官が特に必要があると認める事項。

②教育科学技術部長官は、第1項による設置認可申請を受理したときは、法第10条による法学教育委員会(以下、「法学教育委員会」という。)に、その申請に対する審議を依頼しなければならない。第3条による廃止認可及び第4条第2項による変更認可の申請を受けた場合も同様とする。

[前段改正 2008. 2. 29]

### 第3条 (廃止認可手続)

法第5条第2項後段により公立又は私立大学の設立者、経営者が法学専門大学院を廃止しようとするときは、次の各号の事項を記載した書類をそろえて、教育科学技術部長官に法学専門大学院の廃止認可を申請しなければならない。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 廃止事由。
2. 廃止年月日。
3. 学生及び学籍簿の処理方法。

**第4条 (変更認可手続等)**

①法第5条第2項後段及び第4項後段において「大統領令が定める重要事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 目的。
2. 名称。
3. 所在。
4. 学生定員。

②法第5条第2項後段により第1項各号の事項に対して、変更認可を受けようとする公立又は私立大学の設立者、経営者は、次の各号の事項を記載した書類をそろえて、教育科学技術部長官に変更認可を申請しなければならない。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 変更の内容。
2. 変更の事由。
3. 変更の年月日。

**第5条 (設置認可等における考慮事項)**

教育科学技術部長官は、法第5条及び法第6条による法学専門大学院の設置認可等において、地方大学の発展及び地域発展に必要とされる優秀な人材を養成するために地域間均衡を考慮しなければならない。

[本条改正 2008. 2. 29]

**第6条 (法学専門大学院の入学定員)**

①法第7条第3項において「大統領令が定める範囲」とは、一五〇人をいう。

[本項改正 2010. 2. 22]

②第1項にもかかわらず、次の各号のうちいずれかに該当し、個別の法学専門大学院に欠員が発生した場合には、該当法学専門大学院の入学定員の一〇〇分の一〇を超過しない範囲で、次の学年度に

おいてその人員に該当する入学定員は、別にあるものとみなす。

[本項新設 2010. 2. 22]

1. 新入生によって補充できない欠員。
2. 自退等、在学生の除籍による欠員。

**第7条 (法学教育委員会の運営)**

①法学教育委員会の委員長は、委員会を代表して、委員会の業務を総括する。

②委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することはできない場合には、委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代行する。

③委員長は、法学教育委員会の会議を召集して、その議長となる。

④法学教育委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により開議し、在籍委員の過半数の賛成により議決する。

⑤法学教育委員会の委員及び第8条第1項による調査委員には、手当及び旅費を支給することができる。

⑥法学教育委員会の事務を処理するために、法学教育委員会に幹事及び書記を各一人ずつ置き、幹事及び書記は、教育科学技術部所属公務員の中から教育科学技術部長官が任命する。

[本項改正 2008. 2. 29]

**第8条 (調査委員の任命等)**

①法学教育委員会の委員長は、法第15条第1項による調査委員を、大学において法学を教える教員、判事、検事又は弁護士、公認会計士、三年以上教育行政に従事した公務員並びに学識及び徳望のある者の中から任命して、調査委員の任期は委員長が決める。

②調査委員は、事実の調査を行った後には、結果報告書を法学教育委員会に提出しなければならない。

③法第15条第2項による現地調査団は、法学教育委員会委員及び調査委員の

うち次の各号の者で構成する。

1. 大学において法学を教える教員二人。
2. 判事、検事又は弁護士のうち二人。
3. 公認会計士一人。
4. 三年以上教育行政に従事した公務員の中から一人。
5. 学識及び徳望のある者一人。

④現地調査を実施する場合には、現地調査団は、法学専門大学院の設置を申請した大学を訪問して、法第5条第1項による設置基準及び法第6条第2項による具体的基準により認可審査に必要な事項を調査した後、その結果報告書を法学教育委員会に提出しなければならない。

⑤法学教育委員会は、第4項による結果報告書を、法学専門大学院の設置認可を申請した者に送付しなければならず、結果報告書の送付を受けた申請者は、結果報告書に対して意見等を提出することができる。

⑥法学教育委員会は、設置認可申請時に提出した書類、第2項及び第4項による結果報告及び第5項により提出させた意見等を総合して、設置認可如何について審議して、その結果を教育科学技術部長官に提出しなければならない。

[本項改正 2008. 2. 29]

⑦法学教育委員会の運営、調査委員の任命、審議手続等に関して、この令で規定された事項の他に必要な事項は、法学教育委員会が定める。

#### 第9条 (教員)

①法第16条第1項において「大統領令が定める学生数」とは、一二人をいう。

②法第16条第2項において「大統領令が定める兼任教員等」とは、高等教育法施行令第7条第1号による兼任教員及び同法施行令第7条第4号による招聘教員

等をいう。

③法第16条第2項により教員数に算入される兼任教員等の数は、第2項による兼任教員及び招聘教員等が担当する週当たりの教授時間を合算した時間数を九時間で除して算定し、少数点以下は切り捨てる。この場合、一人当たり認められる教授時間は週当たり九時間を超えてはならない。

④法学専門大学院教員の教授時間は、毎学年度、三〇週を基準とし、毎週六時間を原則とする。ただし、必要があると認める場合には、学則において別に定めることができる。

#### 第10条 (教育施設)

法第17条第1項において、「大統領令が定める施設」とは、講義室、教員研究室、法学専門図書館、模擬法廷、セミナー室、行政室及び情報通信施設をいう。

#### 第11条 (学位)

法第18条第1項による修士学位及び博士学位は専門学位とする。ただし、博士学位の場合には、学則が定めるところにより学術学位を授けることができる。

#### 第12条 (単位)

①法第19条第1項において「大統領令が定める単位」とは、九〇単位をいう。

②法第19条第2項及び第3項において「大統領令が定める範囲」とは、一五単位をいう。

#### 第13条 (教育課程)

①法学専門大学院は、学生に法曹人として備えなければならない価値、法律知識及び専門技術等を指導できるよう、次の各号の内容を含む教科目を開設しなければならない。

1. 法曹倫理。
2. 国内外の法令及び判例情報等法律情報の調査。

3. 判決文、訴状及び弁論文等の法律文書の作成。
4. 模擬裁判。
5. 実習課程。

②法学専門大学院は、第1項第5号による実習課程を通じて、学生に社会に奉仕することができる機会を提供しなければならない。

#### 第14条 (入学選抜の区分)

①法第23条第1項による一般選考とは、法第22条による学士学位を取得した者を対象とし、普遍的な教育的基準に従って学生を選抜する選考をいう。

②法第23条第1項による特別選考とは、法第22条による学士学位を取得した者の中から法学専門大学院が定める障害者等身体的又は経済的条件が困窮している階層を対象とした学生を選抜する選考をいう。

#### 第15条 (入学選抜計画の定立、公表)

法学専門大学院は、法第23条により学生を選抜しようとするときは、次の各号の内容が含まれた入学選考計画を毎年定立して、入学生選抜前に公表しなければならない。

1. 学生選抜の公正性の確保方案。
2. 入学選考資料の種類及び活用方法。
3. 特別選考を実施する場合の選抜対象及び基準。

#### 第16条 (適性試験の施行)

①教育科学技術部長官は、法第24条第1項ただし書により適性試験を施行する機関として指定するときは、次の各号の機関の中から指定する。

[本文改正 2008. 2. 29]

1. 法学専門大学院又は法学専門大学院が所属する大学を構成員とする民法第32条及び公益法人の設立、運営に関する法律第4条により設立された法人。

2. 高等教育法第2条による大学。
3. 政府出捐研究機関等の設立、運営及び育成に関する法律第8条により設立された政府出捐研究機関。
4. 適性試験を施行する目的で民法第32条及び公益法人の設立、運営に関する法律第4条により設立された法人。

②教育科学技術部長官は、法第24条第1項ただし書により適性試験を施行する機関を指定するときは、指定しようとする機関に対して、その組織及び人材現況、適性試験施行計画書等を提出させることができる。

[本項改正 2008. 2. 29]

③法第24条第1項ただし書により適性試験を施行する機関として指定された機関(以下、「指定機関」という。)は、毎年一回以上適性試験を実施し、その実施計画を公告しなければならない。

④指定機関が適性試験を実施する場合には、受験手数料は指定機関が定める方法により納付する。

#### 第17条 (適性試験の結果の通知)

①法学専門大学院が入学選考を実施するときは、指定機関に当該法学専門大学院志願者の適性試験結果を通知するよう要請しなければならない。

②指定機関は、第1項による法学専門大学院の要請がある場合には、法学専門大学院に該当志願者が受験したすべての適性試験の結果を通知しなければならない。

#### 第18条 (法学専門大学院の評価時期等)

①法学専門大学院を設置した大学は、学生が最初に入学した年から四年となる年に、法第28条による法学専門大学院評価委員会(以下、「評価委員会」という)の評価を受けなければならない。最初の評価を受けた時から五年毎に評価委員会の

評価を受けなければならない。

②評価委員会は、次の各号のうちいずれかに該当する場合には、第1項にかかわらず、第1項の評価時期以外の時期においても評価を実施することができる。

1. 大学が評価を申請する場合。
2. 大学が第19条による自己評価報告書を虚偽に基づいて作成し、評価委員会に提出した場合。
3. その他法学専門大学院の運営に重大かつ明白な障害が生じ、至急に評価をする必要があると認められる場合。

③法学専門大学院を設置した大学は、第1項の評価を受けるために、次の各号の事項が記載された書類をそろえて、評価委員会に提出しなければならない。

1. 学則。
2. 教員の現況。
3. 第10条による教育施設の現況。
4. 教育課程。
5. 学生の講義評価。
6. 学生に対する評価基準及び結果。
7. 入学選考方法及び結果。
8. 卒業現況及び弁護士試験の結果。
9. 毎年度の卒業生の社会進出現況（卒業後一年が経過した時を基準とする）。
10. 当該法学専門大学院の財務諸表（授業料及び入学金等財源、奨学金支給現況等を含む。）。
11. 法学専門大学院の認可申請時の発展計画、その履行結果及び今後の発展計画。

#### 第19条（自己評価）

法第32条による自己評価は、第18条第1項による評価を実施する年から二年前に該当する年毎に実施して、評価委員会が定めるところにより自己評価報告書を作成して、評価委員会に提出しなければならない。

#### 第20条（評価委員会調査委員の任命等）

①法第34条第1項による調査委員の任命及び任期に関しては、第8条第1項を準用する。この場合には、「法学教育委員会の委員長」は「評価委員会の委員長」とみなす。

②法第34条第2項による現地調査団の構成に関しては、第8条第3項を準用する。この場合には、「法学教育委員会」は「評価委員会」とみなす。

③現地調査を実施する場合には、現地調査団は教職員及び学生面談、授業参観、資料の検討、施設現況の実態調査等の活動を通じて、設置基準の充足如何等の評価に必要な事項に関して調査した後、その結果報告書を評価委員会に提出しなければならない。

#### 第21条（評価委員会の運営）

①評価委員会の運営に関しては、第7条第1項乃至第4項の規定を準用する。この場合には、「法学教育委員会」は「評価委員会」とみなす。

②評価委員会の運営、法学専門大学院の具体的評価基準及び手続等に関しては、この令が規定する事項のほか、必要な事項は、評価委員会が定める。

#### 附則〔第20302号、2007.9.28〕

この令は、公布した日から施行する。ただし、第18条乃至第21条の規定は、2009年1月1日から施行する。

#### 附則〔第20740号、2008.2.29〕

##### 第1条（施行期日）

この令は、公布した日から施行する。

##### 第2条乃至第6条 省略

##### 第7条（他の法令の改正）

〔1〕乃至〔28〕 省略

〔29〕法学専門大学院設置、運営に関する法律施行令の一部を、次のとおり改正する。

第2条第1項各号以外の部分、第15号、第2項前段、第3条各号以外の部分、第4条第2項各号以外の部分、第5条、第8条第6項、第16条第1項各号以外の部分、第2項のうち、「教育人的資源部長官」を、各々、「教育科学技術部長官」とする。

第7条第6項のうち、「教育人的資源部」を「教育科学技術部」とし、「教育

人的資源部長官」を「教育科学技術部長官」とする。

〔30〕乃至〔102〕 省略

附則〔第22053号、2010. 2. 22〕

第1条（施行期日）

この令は、公布した日から施行する。

第2条（有効期間）

第6条第2項の改正規定は、2010学年度入学選考から2013学年度入学選考まで効力を有する。

## 【訳者後記】

本稿執筆にあたり、早稲田大学法学学術院教授であらせられる梅善夫先生ならびに加藤哲夫先生より、貴重な御教示を賜った。

この場をお借りし、心より、厚く御礼申し上げたい。

なお、本稿執筆現在、韓国においては、江原大学校、建国大学校、慶北大学校、慶熙大学校、高麗大学校、東亜大学校、釜山大学校、西江大学校、ソウル大学校、ソウル市立大学校、成均館大学校、亜州大学校、延世大学校、嶺南大学校、円光大学校、梨花女子大学校、仁荷大学校、全南大学校、全北大学校、済州大学校、中央大学校、忠南大学校、忠北大学校、韓国外国語大学校、漢陽大学校の計25校の法学専門大学院が、開院している。

本稿が、日韓・韓日の法曹養成を含めた司法制度論の研究及びさらなる交流の発展に寄与するところがあるとすれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき、両国の学術・実務交流にむけ、鋭意、努めて参りたい。

## 【附記】

本稿は、財団法人民事紛争処理基金平成22年度研究助成による研究成果の一部である。

(2010年5月31日 校了)